

丸亀市アウトソーシング推進指針

平成18年3月

目 次

1 . はじめに	1
(1) 現状と課題	
(2) アウトソーシングの必要性と目的	
2 . アウトソーシングの定義	2
3 . 推進のための検討基準と範囲	2 ~ 4
4 . 手法と選択	5 ~ 6
(1) 民営化	
(2) 民間委託（指定管理者制度の活用含む）	
(3) P F I（Private Finance Initiative）	
(4) 公益活動市民団体との協働	
(5) 人材派遣の活用	
(6) その他	
5 . 業務の検証と適切な管理	6 ~ 7
(1) 業務の検証及び見直し	
(2) 情報公開の推進	
(3) 全庁的な整合性の確保	
(4) 指針の見直し	

1. はじめに

(1) 現状と課題

今日、国では自主・自立の地域社会からなる分権型システムを実現するため、国と地方の明確な役割分担に基づく様々な税財政改革が推進されている。

この最中、平成17年3月22日の市町合併による新市誕生とともに、本市の財政構造は旧1市2町の財政体質を踏襲した形で形成され、財政環境の芳しい好転が望めない。今、抜本的な構造の転換を迫られている。すなわち、競艇事業収入や地方交付税に依存した財政構造から脱却し、持続可能な財政基盤を確立するとともに、まちを元気にすることが本市行政に課せられた使命と言える。

一方、市民意識に目を向けると、公的サービスのあり方を問う全国的な流れの中で、個人・コミュニティ・NPO・企業など、多様な主体が相互にパートナーシップを築き公益を担う「協働の時代」を迎えているという認識が急速に広まりつつある。

このような現状の中、本市は地方分権時代における個性豊かで魅力あるまちづくりや、少子・高齢対策、環境問題、防災対策、産業活性化、教育の充実など多くの行政課題を抱えている。

(2) アウトソーシングの必要性と目的

これらの課題に的確に応え、市民サービスをより一層充実させていくためには、これまで以上に踏み込んだ事務事業の見直しを断行する中で、絶えず行財政改革に取り組み、効果的かつ効率的な行政運営に徹する姿勢が必須であることは言うまでもない。

事務事業のアウトソーシングは、全ての公的活動を市が抱え込むのではなく、市民の意欲とノウハウで多様な公的活動を支えることにより「スリムな行政」へ転換するとともに、財政負担を軽減しつつ多様化する市民ニーズに的確に応えられるという、多面的効果が期待できる行財政改革の極めて有効な手法である。

今後、「民間にできることは民間に」という理念の下、前述した「多様な主体で公益を担う地域社会」を具現化するとともに、あらゆる局面に対応しうる行財政システムを確立しなければならない。

この指針は、全庁的かつ積極的なアウトソーシングを推進し、「経営」の観点から外部資源を効果的に活用することを目的として、その基本的考え方や方向性を整理したガイドラインである。

2. アウトソーシングの定義

英語本来の意味では、その業務に関しての一切を全面的に負わせるものをアウトソーシング、発注者側が戦略とコントロールを保持した状態で、その操作のみをパートナーに委託するものはアウトタスキング（out tasking）という。

ここでは、この双方を含めた、広義の意味でアウトソーシングという言葉を使用する。

3. 推進のための検討基準と範囲

アウトソーシングの推進に際して一般的に期待される効果は以下のとおりである。

- ・ 市民サービスの向上
- ・ 効率化
- ・ 経費の節減
- ・ 民間の専門的知識・技術の活用

これらの成果をあげるためには、次の点の検討が必要となる。

- ・ サービスの質が劣化することなく確保され、できれば向上が見込めるか
- ・ 効率化の促進や経費節減が期待できるか
- ・ 公平性や公正性及び守秘義務などが担保されるなど、市として適正な事務・事業執行が確保できるか
- ・ 法令等に違反しないか

上記のことから、アウトソーシングを積極的に推進する際、行政と民間の役割について十分に検討する必要がある。お互いのテリトリーを侵すことなく上手く協調して活動ができるような配慮が必要である。

大まかには、以下のとおり区分けしてそれぞれの検討をする。

(1) 行政が担うべき役割

アウトソーシングの検討に際して、行政が担うべき役割が何であるのかを捉えたうえで、民間が主体として役割を負うことが適当と思われるもの、また、役割を負うことが可能なものを判断し摘出することが必要である。行政の担う役割は、以下の行政活動に重点を置くものとし、機動的かつ効率的な組織体制の構築を図る。

政策の立案（計画策定・予算編成・補助金交付など）及び決定に関するもの

公権力の行使（許認可・税の賦課徴収・処分など）に関するもの

秘密の保持、公平性の維持、安定性の確保、公的な支援や関与が必要不可欠なもの
民間の育成・誘導、活性化などに関するもの

行政組織の内部管理（予算執行・人事など）に関するもの

(2) 民営化が可能な行政活動

住民サービスの向上、安定供給及び妥当なコスト水準の確保が図られることが期待でき、行政の関与がなくても民間によって同等以上のサービスの補完が期待できるものについては、下記事項に留意し、行政活動の民間委譲（民営化）を積極的に推進する。

民営化にあたり法令上の制約がないか

行政の関与が必要とされないか

受益者負担により採算性・収益性の確保（市場原理）が見込めるか

企業や NPO・地域団体など適切な受け皿が存在しており、市場が形成されているか

市場の競争性に委ねることによって選択的・付加価値的サービスの質の向上が期待できるか

行政がサービスを廃止・縮小することで、民間による自主的な活動の活性化が期待できるか

(3) 行政関与を必要とする業務のアウトソーシング

行政が自ら行うことより民間活動を活用するほうが有効な事務・事業については、行政責任を確保することを前提としたアウトソーシング手法を検討し、可能な限り業務の民間移行を推進する。

公設民営化（指定管理者制度の活用）

運営管理などほぼ公共施設の全面的な業務のアウトソーシングが期待できるものについては、次の事項を考慮し、地方自治法に定める公の施設の管理・運営における指定管理者制度の活用を積極的に推進する。

会計・財務・雇用制度・事業形態などに対する特別な制約がないか

擬似的な市場原理が働き、効率化が期待できるか

企業や NPO 等の適切な受け皿が存在し、市場を形成しているか

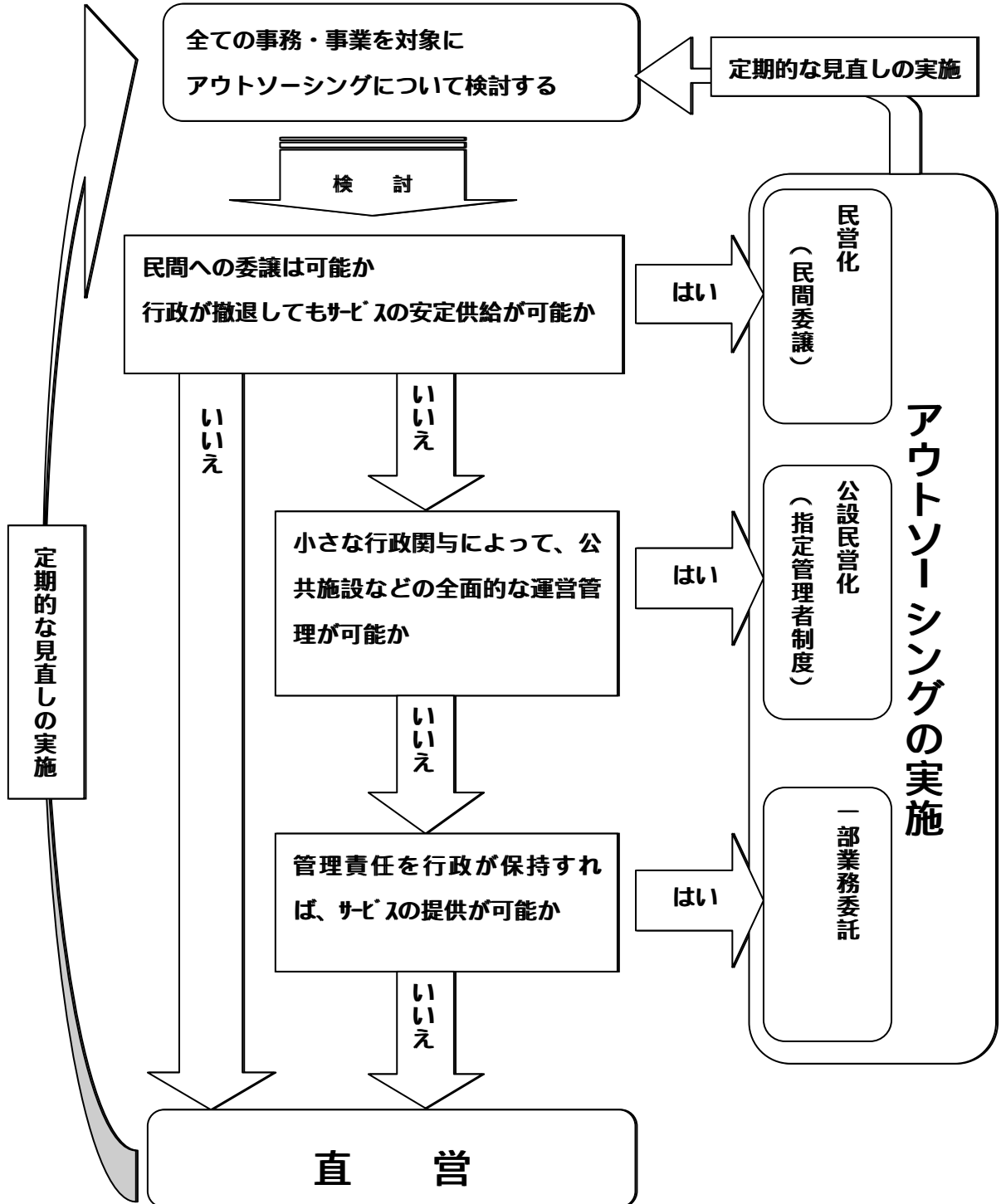
行政の関与が小さく、自主的な民間活動によって住民参画による住民ニーズへの対応が図られ、住民満足度の向上が期待できるか

事務・事業の一部業務委託

従来なされている業務委託同様、事務・事業のアウトソーシングを推進する。その遂行に係る管理責任等は、全て行政が保持する。行政の担うべき役割を除き、市の事務・事業全般を対象に検討する。

更に、行政の担うべき役割に該当する事務・事業においてもプロセスの細分化によって部分的にアウトソーシングの対象となるものについては、積極的に検討し、可能なものについてはアウトソーシングを推進する。

アウトソーシング検討のフロー図



4. 手法と選択

アウトソーシングが可能な事務事業については、どのような手法が適切かを業務の内容や手法の特性に応じて検討する。

(1) 民営化

民営化とは、事務事業の全部または一部の実施主体を全面的に民間に移行することをいい、民間の専門知識、経営能力、技術等を活用することにより、市が提供するよりも民間がサービスを提供する方が、コストも含めサービスの向上が期待できる。

(2) 民間委託

民間委託とは、市が必要な監督権などを保留したうえで、その事務事業の全部または一部を民間企業や外部の団体、個人等に委託することをいい、委託効果、民間能力の活用など踏まえて、専門的技術、サービス等の提供を受けるものである。

単純・定型的業務

単純・定型的な業務でマニュアル化等により市が直接行わなくても同様な成果が得られるもの

施設の管理・運営業務

施設の管理・運営業務など、委託により弾力的・効果的・効率的な運営が期待できるもの

専門的業務

高度な技術・技能や専門的知識を必要とするもの、または民間分野での技術革新のスピードの速いもの

* 指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の改正により、地方公共団体が設置する公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設された。

これにより、公共的団体への管理委託か、市の直営により管理運営されていた公の施設が、株式会社など民間企業にも管理運営をまかせられることになった。この制度は公の施設の管理に民間活力を活用し、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とするものである。

(3) PFI

民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理及び運営

を行うもので、サービスの向上や効率化、経費の節減などが期待できる。

(4) 公益活動市民団体との協働

市民団体・ボランティア団体・NPO（特定非営利団体）等が、市と主体性と自発性を尊重して、お互いの役割と責任を認識し、対等なパートナーシップにより、課題解決に向けて相互に連携、協力するもの

(5) 人材派遣の活用

人材派遣は、労働者派遣法に基づき労働者派遣事業者から労働者の派遣を受け、市の指揮命令下で業務に従事させることである。補完的な業務のアウトソーシングにあたっては、臨時職員等を直接雇用するより人材派遣を活用するほうが、専門的な知識や技術を生かし、より質の高いサービスの提供や、コストの削減など効果的・効率的な業務執行が図られるため、業務内容やその期間、指揮命令等を勘案して推進する。

(6) その他

地方独立行政法人

自治体の事業を組織ごとに、別個の法人格を持つ独立法人に移行させるもの

構造改革特区法

地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案による、地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大し、その地域の活性化を進めていこうというもの

5. 業務の検証と適切な管理

(1) 業務の検証及び見直し

業務の効果を事前及び事後で総合的に評価する。また、その他の方策とも比較を行い、業務を取り巻く状況の変化を常に把握し、見直しも含め最善策を検討する。

(2) 情報公開の推進

情報公開制度の趣旨に沿って、積極的に広く市民に対し、業務の評価結果の情報提供及び開示を行う。

(3) 全庁的な整合性の確保

職員定員適正化計画との整合性を図りながら、職員の業務の円滑な移行について検討し、全庁的な体制で取り組む。

(4) 指針の見直し

規制緩和による法制度の改正及び社会経済情勢の変化を踏まえ、状況に応じて見直すものとする。